LINE 公式アカウント「滋賀県-新型コロナ対策パーソナルサポート」を活用した情報配信システム「もしサポ滋賀」の個人情報保護方針(個人情報の取扱い)

第1条 趣旨

滋賀県(以下「県」という。)が、本サービス(LINE 公式アカウント「滋賀県-新型コロナ対策パーソナルサポート」(以下「本アカウント」という。)を活用した情報配信システム「もしサポ滋賀」(以下「本システム」という。)の運営と、本システムを通じた情報の取得および提供をいう。以下同じ。)において、個人情報その他の情報(以下「個人情報等」という。)の適切な取扱いおよび安全管理に取り組むにあたり、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)その他の適用法令に基づくほか、次の方針を制定し、これを遵守し、個人情報の保護に万全を尽くします。

第2条 用語の定義

- 1 「個人情報」とは、滋賀県個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいい ます。
- 2 「行政機関等」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法 律第 58 号)第 2 条第 1 項に規定する行政機関および独立行政法人等の保有する個人情報 の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等 をいいます。
- 3 「地方公共団体等」とは、地方公共団体および地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいいます。

第3条 取得する個人情報等

利用者が本システムを御利用いただくにあたり、県は以下の情報を取得することがあります。

- (1) LINE 株式会社が県に対して発行した利用者識別子
- (2) 利用者が LINE 株式会社の提供するトークアプリサービスに登録したプロフィール 情報 (LINE アカウントの表示名、アイコン画像、ステータスメッセージに限ります。)
- (3) 滋賀県が発行した二次元コードを設置した店舗、施設またはイベント(以下「店舗等」という。)に対する来訪履歴(店舗等の名称、来訪時間を含む。ただし、二次元コードを利用者がスマートフォンで読み取った場合に限る。)
- (4) 投稿されたトークの内容(テキスト、URL リンク、絵文字、スタンプ、画像、動画、音声、アンケート等)(利用者自身で送信された場合に限ります。)
- (5) 位置情報(利用者自身で送信された場合に限ります。)
- (6) クッキー(Cookie)、アクセスログその他の本サービスの利用状況に関する情報

- (7) 機器情報 (OS、端末の個体識別情報、コンピュータ名、言語設定等)
- (8) 本サービスに関連して県へお問い合わせいただいた内容

第4条 利用目的

- 1 県は、取得した個人情報等を以下の目的で利用します。
 - (1) 本システムの開発、改修および運用
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する対策の実施
- 2 前項に定める利用目的を追加し、または変更した場合は、本サービスを通じて利用者 へ通知し、またはその内容を公表します。

第5条 個人情報等の第三者提供

- 1 県は、個人情報等を、滋賀県個人情報保護条例第8条第1項各号に基づく場合を除き、 利用者本人の同意なく、第三者に提供することはありません。
- 2 県は、個人情報等を第三者に提供する場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対して個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めます。

第6条 適切な管理

利用者の個人情報等において、漏えい、紛失、破壊、改ざんまたは利用者の個人情報等への不正なアクセスを防止するため、個人情報等の取扱いについて、適時、適切に見直しを行い、個人情報等の安全で正確な管理のために必要な措置を講じます。

第7条 委託先の管理

- 1 本サービスの提供にあたり、個人情報等の取扱業務の全部または一部を利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。
- 2 この場合、個人情報の適正な管理が期待できる委託先を選定したうえで、適正な取扱 いを確保するための措置を契約上義務付けます。
- 3 委託先において、県が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要 かつ適切な監督を行います。

第8条 相談等への対応

個人情報等の取扱いに関する利用者からの問合せ、相談、苦情等を受けた場合、適切かつ迅速に対応します。また、利用者から自己情報の開示・訂正・利用停止の請求を受けた場合、滋賀県個人情報保護条例に基づき適切に対応します。

第9条 個人情報等を取り扱う者への周知・教育

本方針は、本サービスを運営する県およびその委託先において本アカウントの運営に携

わる全従業者に配付して周知します。また、従業者各自の教育、啓発に努め、個人情報保 護意識の高揚を図ります。

付 則

この方針は、令和2年6月10日から施行する。